

第十三回 参議院内閣委員会會議録第一号

昭和二十六年十二月十一日(火曜日)午後二時一分開会

委員氏名

- 委員長 河井 彌八君
理事 松平 勇雄君
理事 薄淵 春次君
理事 山花 秀雄君
理事 楠瀬 常務君
理事 郡 祐一君
理事 横尾 龍君
理事 楠見 義男君
理事 竹下 豊次君
理事 成瀬 幡治君
理事 カニエ 邦彦君
理事 栗栖 越夫君
理事 三好 始君
理事 三浦 辰雄君
理事 館 哲二君

出席者は左の通り。

- 委員長 河井 彌八君
理事 松平 勇雄君
理事 薄淵 春次君
理事 山花 秀雄君

委員

- 郡 祐一君
竹下 豊次君
成瀬 幡治君
カニエ 邦彦君
栗栖 越夫君
三浦 辰雄君
館 哲二君

政府委員

- 内閣官房長官 岡崎 勝男君

総理府新聞出版用紙割当局長 鈴木 政勝君
宮内庁次長 宇佐美 毅君

事務局

- 常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君
内閣総理大臣 堀内 正名君
官房財閥役員 堀内 正名君
審査課長 堀内 正名君

本日の会議に付した事件
○審査報告書に関する件
○行政機構の整備に関する調査の件
(調査報告書に関する件)
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案審査に関する件
○宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案(内閣送付)
○財閥同族支配力排除法を廃止する法律案(内閣送付)
○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。水産省設置法案、水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、いずれも継続審査事件であります。この二つの件に關しましてはまだ審査を了えておりませんから、ここに多数意見者の署名を附しまして、その経過の概要を議長に報告しようと思ひますが、御異存はありますか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではさように決めます。順次御署名を願ひます。
多数意見者署名
カニエ 邦彦
郡 祐一
三浦 辰雄
竹下 豊次

○委員長(河井彌八君) 次に御諮りをいたします。行政機構の整備に関する調査、これも継続調査事件であります。この件に關してもまだ調査を了えないのでありますから、ここに多数意見者の署名を附しまして、その経過並びに結果を議長に報告しようと思ひます。御異存ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。それではこの報告書に對しまして御署名をお願いいたします。
多数意見者署名
カニエ 邦彦
郡 祐一
三浦 辰雄
竹下 豊次

○カニエ邦彦君 この際我々委員会として、まあいろいろ御質問を申上げるのにおきまして、一つ政府のお考えをお伺いしておきたいと思ふ点は、前国会におきまして定員法に關しましていろいろ我々その質問をいたしましたのであります。新開等の報道によりますと、一部の役人が非常に政府の方針と違つたことを言つておる、そうしてこの役人に対してはけしからんから調査をして何分の一つ処分をするというふうな御方針のように承わつておるのやうに、我々委員会としては何もその一部の役人から頼まれたり、或いは又役人が言つて来たからと言つてそれによつて我々はやつておるのでも何でもない、而もこの委員会もこの参議院が始まつて以来極めて公平に仕事をし

て来たつもりなのであつて、別に政府が言つたから、或いは又或る部分の役人がどう言つたからというやうなことは全然考へてもないのであつて、而もああいうやうな新聞が出ますと、国民に對する印象としては、如何にも我々内閣委員の者が何か殊更に政府の役人のほうから頼まれてやつておるかのような印象を深くすると思ひます。それや全く今まで内閣委員の伝統と歴史を汚され、且つ又我々内閣委員としてもやはり遺憾に堪えないのであります。従つて今後な政府が如何なるお考えでおられるならば、我々質疑を質す場合においてもやはり考へねばならぬと思ひます。従つてその場合に

は直接責任のある大臣の御出席なり、大臣の答弁を得たなければ、他の役人、政府委員の答弁を聞くというところは非常にその人たちに御迷惑をかける結果となりますので、その点一つ考へ直す必要があるもので、この際一つ政府の御方針としてどういふふうなお考えであるかという点、殊に参考までに申しておきますが、前回のあの定員法の審議に當りましては、これは恐らくその局長或いは一課長です、或いは又大臣、これらの間において一致したところの答弁ができたことは、これはもう私は当然だと思つておる。どこか食い違ひはできるのです。だから結局その食い違ひのできるやつを以てけしからん、処分するといふやうなことであつたのでは、その役人の人々に對しても甚だ御迷惑な話だと我々も思つておる。従つて我々の立場から申しまして今言つたやうな結果になるので、この際先ず明確に一つ政府の御方針なりお考えをはつきりさせておいて頂きたい。それによつて今後我々の質問も又考へて行きたい、かように思つておりますので、その点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡崎勝男君) 新聞にはまあいろいろ出ておるやうであります。これは一々それについての弁解はいたしません。ただ今回の定員法の改正につきましてはいろいろと噂が立つて、或いは役人のほうで運動したとかしないとか、事實は別として噂が立つておることはカニエ君も御承知のこと

だと思ひます。そこでなか／＼噂も激しいし、中には個人的にこういう事実があつたと言つて政府に言つて来る向きもありまゝで、調べることにいたしました。そこで調べる方針は、どういふことかといふと、政府としては内閣委員会を対象にして調べるというふうなことはいたしません。委員会はたゞさんありますし、内閣委員会だけがこの問題を取上げておつたのじやなくして、関係各省もやはり各省の委員会でもやつておりましたし、又その他の方面でもいろいろ発言のある事実もあります。実は説明の食い違ひとかいふような点を問題にしておるわけじやないので、若し政府が閣議で以てきめた方針がありまして、これを故意にこの方針を覆すために策動をするとか、運動をするとかという積極的な証拠があれば、これは今回に限らず常に相當の処置をしなければならん。これは申すまでもなく、一般公務員というのは身分の保障がありまして、その代りに忠実でなければならぬわけ、自由党の内閣だから自由党の政策を特に支持しよといひませぬけれども、自由党の内閣でも忠実に政府のきめた方針は実行すべきであり、又内閣が變つて社会党の内閣になれば政策は違ふだらうと思ひますが、そのときもやはり政府のきめた政策に対しては忠実に実行することが一般公務員の職務であります。そのときに政府の最高の機関である閣議の決定を覆すようなことを故意にやる者があれば、これは一般公務員としての分限を越えておるわけでありまゝ。こういう積極的の証拠のある者があつたれば、これは適當な処置をしなければならぬ

い。單に説明の食い違ひとか、資料が不十分だつたから閣僚の中の意見と違つておるとかいうようなことについてとかやかく言う意向は毫もありません。又この内閣委員会でこの前の臨時国会のときに御説明しましたように、我々は閣僚と関係省の政府の政府委員との説明等が食い違つておつて、各委員会にも迷惑をかけておるといふ話があるから、閣僚と政府委員で以てよく細かいつたところまで打合せて説明があいまいにならないようにといふ御注意はいたしましたけれども、それ以上のことはいたしておらなかつた。然るに、国会終了前後から非常にその一部の者が閣議の決定を覆すような運動をしたとか、策動をしたとかいふような噂があつたり、投書があつたり、申入があつたりするもので、政府としてははたかく公正に事実を調べてみようといふことで調査はいたしております。その程度を出ないのであります。

○カニエ邦彦君 参考までに承つておきますが、御調査されて、そうしてその結果、今官房長官が言われたような閣議の決定を故意に覆すといふような行動をやつた者については処分をする、ただそうでない委員会においてたま／＼答弁に食い違ひができた、併し食い違ひができたからといつて、その食い違ひの答弁をした者を調べ上げて処分をする、こゝろいふことではない、その御説明で大体わかつたのですが、その前の場合、前の場合とは閣議の決定を故意に覆すようなことをやつたといふような結果があれば、これは処分すると言われておるのですが、その処分をする法的根拠は一体どういふところでおやりになるのですか。

○政府委員(岡崎勝男君) これは一般職の公務員といふものは政府の根本方針に背くことは許されないのであります。政策を決定するのは国会に責任を負う政府であつて、公務員は政府のきめた政策を実行すればよろしい。責任も代りにその政策決定に対して責任を負つておるわけでも何でもない。それだけに身分の保障をされておる。そういう趣旨で忠実に政府の政策を実行する建前になつております。

○カニエ邦彦君 だから結局そういうことをお調べになつた結果、御処分をされるその法的根拠は、御処分をおるのですか。

○政府委員(岡崎勝男君) これは公務員法その他にありません。

○成瀬權治君 内閣の閣議で決定された方針といふものは、定員法においてはただ定員数を減らすといふふうな方針なのか、例えば公立学校の教官が首切り対象になる、そのときにその方針といふのは、閣議の方針といふことがよくわからぬのですが、それは首切りといふ方針なのか、教育内容がこゝろいふふうに行つて行くんだからこゝろで教員が余るんだといふ解釈をあなたのはうはとられて整理対象が出た、そこで教育方針が變つた、その方針なのか、そのこゝろをもう少し私は具体的に伺つてみたい。

○政府委員(岡崎勝男君) これは問題の起つた一番大きな出所は御説明するまでもないと思ひますが、主食の統制撤廃等から来ておつたと思ひます。要するに主食の統制撤廃といふ方針については、これは一つの例ですけれど

も、政府は先ず方針を決定したわけです。後に至つてその方針を改められたけれども、ですから政府のほうではない、いろいろ反省しなければならぬ点もあるけれども、例えばそういう方針を決定したときに、その方針を覆すといふことをすることは許されぬ、こゝろいふことです。

○成瀬權治君 私もこの問題についてはあとでどういふ結果が出て来るかといふ点について、又いろいろ問題は出て来ると思ひますが、一点承つておきたいところは、調査される範囲内において、どういふ手許で調査されるか、その点具体的に。

○政府委員(岡崎勝男君) 調査の方法その他は誰がやるかとか、どういふ方法でやるかといふことはこれは政府の都合でありまして、勿論そういうことをしますと、その調査する人間のところへ又いろいろの迷惑がかかることが想像されますので、これは言えませんが、御調査の結果については、先ず例えは処分するといふようなことになれば、政府としては勝手な処分は許されぬ、公務員法にも規定がありまゝです、又人事院には公平委員会というものがあつて、そんなうかつかりした処分をすれば却つて逆効果を起して政府の失態のようなことになり得る場合もあるのですから、結果何か処置をするといふときには法律の規定に従ひ、何びとも無理はないのだといふところではなければいけません。

○成瀬權治君 私は自由党の修正案が出た場合に、政策変更といふ題目で例えば米麦の問題、ガソリンの問題、又国営競馬の民営移管といふ問題が出た、これは政府の責任においてやられたものと私は承つて、ですからあなたのおつしやつたような場合に、一定の方針に反した具体的な何かあつたといふことは私の解釈ではない、こゝろいふわけです。従つてあなたがあつたおつしやるならば、私は今後どういふことかは言わぬから、又私はその経過によつて具体的な問題が起つた場合、或いはそうしたようなものででき上つたようなときに又改めて質すといふことで今日は私はやめます。

○政府委員(岡崎勝男君) ちよつとお断りしておきますが、政府はあるから調査するといふ意味ではない、公正に調査した結果があるかないか、これはわかりません。先に誰か怪我人を出したといふ意味で調査するのでも何でもない、ただ調査をしてみようといふことです。

○委員長(河井彌八君) それでは只今の一般的質疑は終つたものと認めさせていただきます。

○委員長(河井彌八君) 次に宮内庁法の一部を改正する法律案、新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案、及び財閥同族支配力排除法を廃止する法律案、この三案につきまして、政府から提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(岡崎勝男君) それでは只今から御審議をお願いいたします宮内庁法の一部を改正する法律案につきまして、御説明いたします。

宮内庁の機構は宮内庁法に、長官官房及び六の部局が規定されておりますが、そのうち、皇太后に関する事務を掌る皇太后官職につきましては、先般

の貞明皇后崩御に伴いまして、それを存置しておく必要がなくなり、その職務の整理も一段落いたしましたので、この際皇太后宮職を廃止する必要がありと存せられる次第であります。なお皇太后宮職の廃止によりまして、当然皇太后宮大夫並びに皇太后宮女官長及び皇太后宮女官の職も廃止され、それらの職を削るよう特別職の職員との給与に附する法律を附則において改正する必要があると存せられる次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

新聞出版用紙の割当制度は、昭和二十年十月二十六日附の連合軍最高司令官より日本政府宛書に基いて国内的措置がとられることとなり、臨時物資需給調整法に基く指定生産資材割当規則によつて統制の基本が定められ、具体的な割当の基準、方法等については新聞出版用紙の割当に関する法律にこれを規定し、これが実施機関及び諮問機関として、総理府設置法により新聞出版用紙割当局及び新聞出版用紙割当審議会が設置されたのであります。

政府は、最近国内経済の回復に伴つて用紙の生産事情が逐次好転し、需給関係が著しく改善されて参りました実情に鑑みまして、去る五月一日より新聞出版用紙の割当統制の撤廃を実施し、用紙の面における新聞出版活動に關する制限を除去し、言論出版を本来の自由な姿に復帰せしめた次第であります。右の実情によりまして、不必要となり

ました新聞出版用紙の割当に関する法律を、この際、廃止いたしますと共、総理府設置法を改正して、この法律の実施機關たる新聞出版用紙割当局及び新聞出版用紙割当審議会の廃止を望みます。何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛同あらんことを希望いたします。

最後に財閥同族支配力排除法を廃止する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように財閥同族支配力排除法は財閥の人的連鎖を断ち切り、財閥を人の面から徹底的に解体させる目的から、昭和二十三年一月七日を以て公布施行された法律でございます。この法律に基く財閥関係役員に該當しないことの承認の申請、その他これに關連した諸申請に対する承認は、この法律によりまして内閣総理大臣の権限事項とされ、その審査事務は内閣総理大臣の所管の下に、昭和二十三年十二月十五日までは財閥関係役員審査委員会及び同再審査委員会において、昭和二十三年十二月十六日には内閣総理大臣官房財閥役員審査課において行なつて参りました。

我が国経済の民主化の一大眼目でありました財閥の解体は本年上半期に至りまして、資本の面からしても、人の面からしても、完全にその目的を達成したものと認められるに至りましたので、政府はそのときまでにその業務終了をみておりました特殊会社整理委員会を廃止する措置をとることとし、総司令部官署の廃止に基いて特殊会社整理委員会を廃止いたしました。この措置によつて財閥指定者の経済活動に課せられていた制限は全面的に解除せ

られました。これによつて財閥指定者と財閥同族者又は財閥関係役員との間に生ずべき不均衡を是正するためにこれらのものを課せられていた就職制限等も解除する必要が感ぜられました。このためには財閥同族支配力排除法を廃止すべきでございましたが、たまたま国会閉会中でありまして、この法律の廃止について御審議を願うことは實際上不可能であり、一方前に述べました不均衡の是正はできる限り早急に行ふ必要がありましたので、次期国会までの過渡的便法といたしまして、取りあえず、この法律の施行規則を廃止して事実上就職制限規定の適用を免れしめるという措置を講じた次第であります。

以上の通り、この法律はすでに所期の目的を達成して不要となつておると認められるに至つておりますので、この法律を廃止すると共に、その罰則の適用については、この法律の廃止前になした行為に対するものについては、なお、その効力を存続させるべき必要あるものと認めてその規定を加え、併せてこの法律に基く権限事項を総理府から除くため総理府設置法の一部を改正せんとして提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

○委員長(河井彌八君) これより宮内庁法の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に政府の御説明を願ひます。

○政府委員(宇佐美義君) 只今提案理由の説明にもございました通り、宮内庁法におきましては侍従職、官房以下六部局を置いておるのでございます。

が、去る五月十七日貞明皇后崩御によりまして、今後皇太后宮職を廃止する必要が生じた次第でございます。従つて宮内庁法第一条の二に規定してあります「左の部局を置く。」という条項から皇太后宮職を削り、第一条の五の「皇太后宮職においては、皇太后に關する事務を掌る。」という一条の五を削除いたすわけでございまして、それに伴ひまして一行ずつ繰上るということにはいたすわけでございまして、この法律は五月十七日崩御後御葬儀その他従來の事務或いは物品の整理に當つておりましたので、昭和二十七年一月一日から廃止を実施いたしましたかように考へておる次第でございます。この定員の關係におきましては、前国会定員法の審議におきましては、一般職につきましてはすでに整理を織込いたしましたおる次第でございます。なお皇太后宮職に、皇太后宮大夫、皇太后宮女官長、皇太后宮女官の特別職が置かれておるのでございまして、これらを給与方法から削る必要が生ずるわけでございまして、即ち特別職の職員との給与に關する法律の第一条第十六号、第二十三号中におきまする只今申しましたそれらの職を削る必要を生じたので、この改正法律案の附則において整理をいたしたいと存じます。なお同法の別表第一条中におきます皇太后宮大夫、式部長官等の俸給表のうちから皇太后宮大夫を同様削るといふことにいたしたい、さうに考へております。よろしく御審議を願ひます。

○委員長(河井彌八君) 何か御質疑がございませうばこの際……

○カニエ邦彦君 このミス・プリントは訂正されたのですか。

○政府委員(岡崎勝男君) ミス・プリントは直ちに訂正いたしました。

○委員長(河井彌八君) 附則の第一項「この政令は」といふのは「法律」の誤りでございまして。

○カニエ邦彦君 只今の皇太后宮の職員がなくなる、これは勿論当然であると思ふのでありますが、その人たちが随分はかの職と違つて長い間勤めておられたのじやないかと思ふのでありますが、このお出しになつた法律案で行きますと、この人たちの今後の老後の生活生活保障や何かは十分でございませぬ、それからの他の失職される職員で配置転換等がでざるのかどうかという点で、問題は非常に他官庁と違つて長く勤めた人に対してその勤められた職から離れるわけですから、その後におけるところの今後の保障が十二分にされておるかどうかということなんです。この点について一番長い人はどのくらいになり、さうして短い年数の人はどのくらいになるかという点から一応、これは官房長官は御存じなからうと思つたので、事務当局から一つ御説明を願つたら結構だと思ひます。

○政府委員(宇佐美義君) 皇太后宮職におきましては、貞明皇后崩御當時におきまして、実人員が特別職が八名、一般職が四十四名でございまして、その後いづれこの部局は廃止になる運命にございまして、漸次我々もいたしたものであります。現在までに配置転換を終り、或いはなし得るものが約半数でございまして、あとの半数につきま

○委員長(河井彌八君) 皇太后宮職の残務が残っているのでありますが、例えば権殿に奉仕するのはどういふふうな関係になりますか。その他何かありますか。

○政府委員(宇佐美義雄君) 残務といったしましては、大方のものは整理をいたしておりますが、まだ書類、お書付等の点につきましては整備を要するものがございます。なお、これは官内庁の仕事といたしまして貞明皇后の...、歴代の天皇、皇后の実録を編纂するといふような仕事もござりますが、一応大ざっぱな物品、書類等の整理は終わったわけでございます。なお権殿は一年祭まで繰り延べられておりますが、これは御大葬当時に委嘱をいたしております祭官及び祭官補がこの事務をいたしているわけでありませぬ。

○委員長(河井彌八君) 皇太后宮職に転換してから一年程度の人もあり、いろ／＼差がござりますが、多い人は百万円を超す人もあろうかと思ひます。これらの人の今後につきましては、退職金等の運用等についても十分考へて参りたいと思ひます。なお相当あすこの内に住み込んでおる人もございまして、今後の住宅等につきましてもいろ／＼問題がござりますが、これらもできるだけ温かい心で措置をいたしたい。一生御奉公のつもりで入つた人々が多々ございまして、我々としても法規の許可範囲におきまして便宜を図りたいと、かように考へております。

○委員長(河井彌八君) 皇太后宮職の残務が残っているのでありますが、例えば権殿に奉仕するのはどういふふうな関係になりますか。その他何かありますか。

○委員長(河井彌八君) 皇太后宮職の残務が残っている... (Text continues with details of the committee's work and the Emperor's health).

○委員長(河井彌八君) 皇太后宮職の残務が残っている... (Text continues with details of the committee's work and the Emperor's health).

○委員長(河井彌八君) 皇太后宮職の残務が残っている... (Text continues with details of the committee's work and the Emperor's health).

それでは本案について採決をいたします。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八君) 全員挙手をせられました。ではこれは可決せられたものと認めます。

つきましては委員長の報告は委員長にお任せを願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(河井彌八君) ではさういたします。なお賛成者の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名
溝淵 春次 松平 勇雄
郡 祐一 館 哲二
三浦 辰雄 成瀬 幡治
竹下 豊次

○委員長(河井彌八君) 次に新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案、これは予備審査であります。本案につきましても御異議を承知したいと思ひます。政府から本案の内容につきましても御説明を願います。

○政府委員(鈴木政勝君) 新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案の内容につきまして御説明いたします。先ほど官房長官からの提案理由の御説明にありました通り、政府は五月一日を以ちまして紙類の統制を撤廃したわけをございまして、従いまして、その後用紙割当局並びに用紙割当審議会はその所掌事務を停止した状態になつて今日に至つておるわけでございます。従いまして今回この法律によりまして、両機関を廃止する、同時に従来両機関が用紙割当をいたします上の法的な基準となつておりました用紙割当に関する法律を廃止いたそうとするの

ごさいます。大体逐条的な御説明は極めて簡単でございますので、極く簡単に申上げますれば、先ず第一に、新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止するといふことが一つ。次に附則を以ちまして、総理府設置法の中用紙割当局並びに新聞出版用紙割当審議会、この二つを廃止するといふことと関係の条文を廃止する。こういう規定の内容になつておるわけでございます。

なおこの際に若干御参考までに附加しておきたいと思ひますのは、五月一日以後、つまり用紙の統制が撤廃いたしましたあと、新聞出版用紙に関する用紙の事情がどういふことになつておるが、この点につきましても、用紙の撤廃をいたします当時、いろ／＼と当委員会でも御懸念もあり、御質問もあつたようございまして、この際一言簡単にその後の用紙の事情につきましても御説明申し上げたいと存じます。

用紙の撤廃になりました五月のたしか直後と記憶いたしておりますが、その当時の願末は御報告申し上げたので、詳細の点につきましては省略いたしますが、その後新聞出版用紙に関する用紙の事情は当初本委員会でも若干御懸念があつた。つまり撤廃したあと何かの用紙の需給上混乱が起るのではないかと、この点に御懸念もあつたようございまして、その後の状況も今日まで見て参りますと、御心配になつたようなことは少しもなく、極めて順調と申します。か、そういう混乱もなしに需給が円滑に参つておる、こういうふうな事情になつております。御承知の通り新聞界におきましては、撤廃したあと毎日四ページの新聞も出、最近におきましては朝刊と夕刊が一本の形になるといつたような、むしろ新聞としては質的な向上といふものが撤廃といふことによつて促進されたといふこともございまして、ただ問題は若干用紙の値上りが生じ、そのために騰貴料が上るといふ結果になりましたけれども、これは今から考えますれば、むしろ統制しておつた時代に非常に不自然な価格で抑えておつた。そのために用紙の生産も果せなかつたといふことが、逆に統制撤廃によつて円滑に実行せられた、こういつたようなふうな考えられるかと思ひます。なお最近電力事情その他によりましていろ／＼と紙の生産の面で御懸念もある向きがあるようございまして、これも公益事業委員会その他の御配慮によりまして、大体この冬場は従来通りの生産を維持されまして、新聞の発行その他出版物の刊行等につきましても大体間違った混乱なしに推移できる、こういう見通しを以てございまして、この点併せて御説明申し上げたいと存じます。

なお用紙の割当局の定員の関係につきましても、撤廃いたしました当時三十五名の定員を持つておりましたのでございまして、それらの人たちに對する転換職務につきましても、今日現在で残り努力をいたしまして、今日現在で残り換ができませんで残つておる状態でございます。この五名につきましても、できるだけ今年度内、つまり来年三月末までにできる限りの転換、転職の道を講

り新聞界におきましては、撤廃したあと毎日四ページの新聞も出、最近におきましては朝刊と夕刊が一本の形になるといつたような、むしろ新聞としては質的な向上といふものが撤廃といふことによつて促進されたといふこともございまして、ただ問題は若干用紙の値上りが生じ、そのために騰貴料が上るといふ結果になりましたけれども、これは今から考えますれば、むしろ統制しておつた時代に非常に不自然な価格で抑えておつた。そのために用紙の生産も果せなかつたといふことが、逆に統制撤廃によつて円滑に実行せられた、こういつたようなふうな考えられるかと思ひます。なお最近電力事情その他によりましていろ／＼と紙の生産の面で御懸念もある向きがあるようございまして、これも公益事業委員会その他の御配慮によりまして、大体この冬場は従来通りの生産を維持されまして、新聞の発行その他出版物の刊行等につきましても大体間違った混乱なしに推移できる、こういう見通しを以てございまして、この点併せて御説明申し上げたいと存じます。

なお用紙の割当局の定員の関係につきましても、撤廃いたしました当時三十五名の定員を持つておりましたのでございまして、それらの人たちに對する転換職務につきましても、今日現在で残り換ができませんで残つておる状態でございます。この五名につきましても、できるだけ今年度内、つまり来年三月末までにできる限りの転換、転職の道を講

り新聞界におきましては、撤廃したあと毎日四ページの新聞も出、最近におきましては朝刊と夕刊が一本の形になるといつたような、むしろ新聞としては質的な向上といふものが撤廃といふことによつて促進されたといふこともございまして、ただ問題は若干用紙の値上りが生じ、そのために騰貴料が上るといふ結果になりましたけれども、これは今から考えますれば、むしろ統制しておつた時代に非常に不自然な価格で抑えておつた。そのために用紙の生産も果せなかつたといふことが、逆に統制撤廃によつて円滑に実行せられた、こういつたようなふうな考えられるかと思ひます。なお最近電力事情その他によりましていろ／＼と紙の生産の面で御懸念もある向きがあるようございまして、これも公益事業委員会その他の御配慮によりまして、大体この冬場は従来通りの生産を維持されまして、新聞の発行その他出版物の刊行等につきましても大体間違った混乱なしに推移できる、こういう見通しを以てございまして、この点併せて御説明申し上げたいと存じます。

なお用紙の割当局の定員の関係につきましても、撤廃いたしました当時三十五名の定員を持つておりましたのでございまして、それらの人たちに對する転換職務につきましても、今日現在で残り換ができませんで残つておる状態でございます。この五名につきましても、できるだけ今年度内、つまり来年三月末までにできる限りの転換、転職の道を講

り新聞界におきましては、撤廃したあと毎日四ページの新聞も出、最近におきましては朝刊と夕刊が一本の形になるといつたような、むしろ新聞としては質的な向上といふものが撤廃といふことによつて促進されたといふこともございまして、ただ問題は若干用紙の値上りが生じ、そのために騰貴料が上るといふ結果になりましたけれども、これは今から考えますれば、むしろ統制しておつた時代に非常に不自然な価格で抑えておつた。そのために用紙の生産も果せなかつたといふことが、逆に統制撤廃によつて円滑に実行せられた、こういつたようなふうな考えられるかと思ひます。なお最近電力事情その他によりましていろ／＼と紙の生産の面で御懸念もある向きがあるようございまして、これも公益事業委員会その他の御配慮によりまして、大体この冬場は従来通りの生産を維持されまして、新聞の発行その他出版物の刊行等につきましても大体間違った混乱なしに推移できる、こういう見通しを以てございまして、この点併せて御説明申し上げたいと存じます。

第一条第十六号中「皇太后宮大夫」を削り、同条第二十三号中「皇太后宮女官長」及び「皇太后宮女官」を削る。
別表第一中「皇太后宮大夫」を削る。

十二月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、財閥同族支配力排除法を廃止する法律案
一、新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案
財閥同族支配力排除法を廃止する法律

財閥同族支配力排除法（昭和二十三年法律第二号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十六号を削り、同項第十七号を第十六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第十八号から第二十一号まで」を「第十七号から第二十号まで」に改める。

新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律

新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

第四条第十八号を削り、同条第十九号を同条第十八号とする。

第五条第一項中「三局」を「二局」に改め、「新聞出版用紙割当三局」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十五条第一項の表中新聞出版用紙割当審議会の項を削る。